

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）

国のかたちを変えて、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲すること等により、出先機関改革を下記のとおり進める。

記

2 地方自治体が特に移譲を要望している事務・権限については、次のように整理する。

（3）公共職業安定所（ハローワーク）

利用者である地域の住民の利便性を向上させる観点から、まずは、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介、雇用保険の認定・給付等の事務と地方が行う無料職業紹介、職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう、所要の措置を講ずることとする。その際、国は地方自治体からの特区制度等の提案にも誠実に対応することを基本とし、国の求人情報等の地方自治体への提供等当該一体的な実施の具体的な制度の内容については、地方自治体の実情に応じて、国と地方自治体が協議して設計する。

上記について速やかに着手し、当該一体的な実施を3年程度行い、その過程においてもその成果と課題を十分検証することとし、広域的实施体制の枠組みの整備状況も踏まえ、地方自治体への権限移譲について検討することとする。その際には、ILO第88号条約との整合性、都道府県を越えた職業紹介の適切な実施、雇用対策における機動性の担保、保険者の変更等雇用保険財政の根本に関わる議論等に留意する。

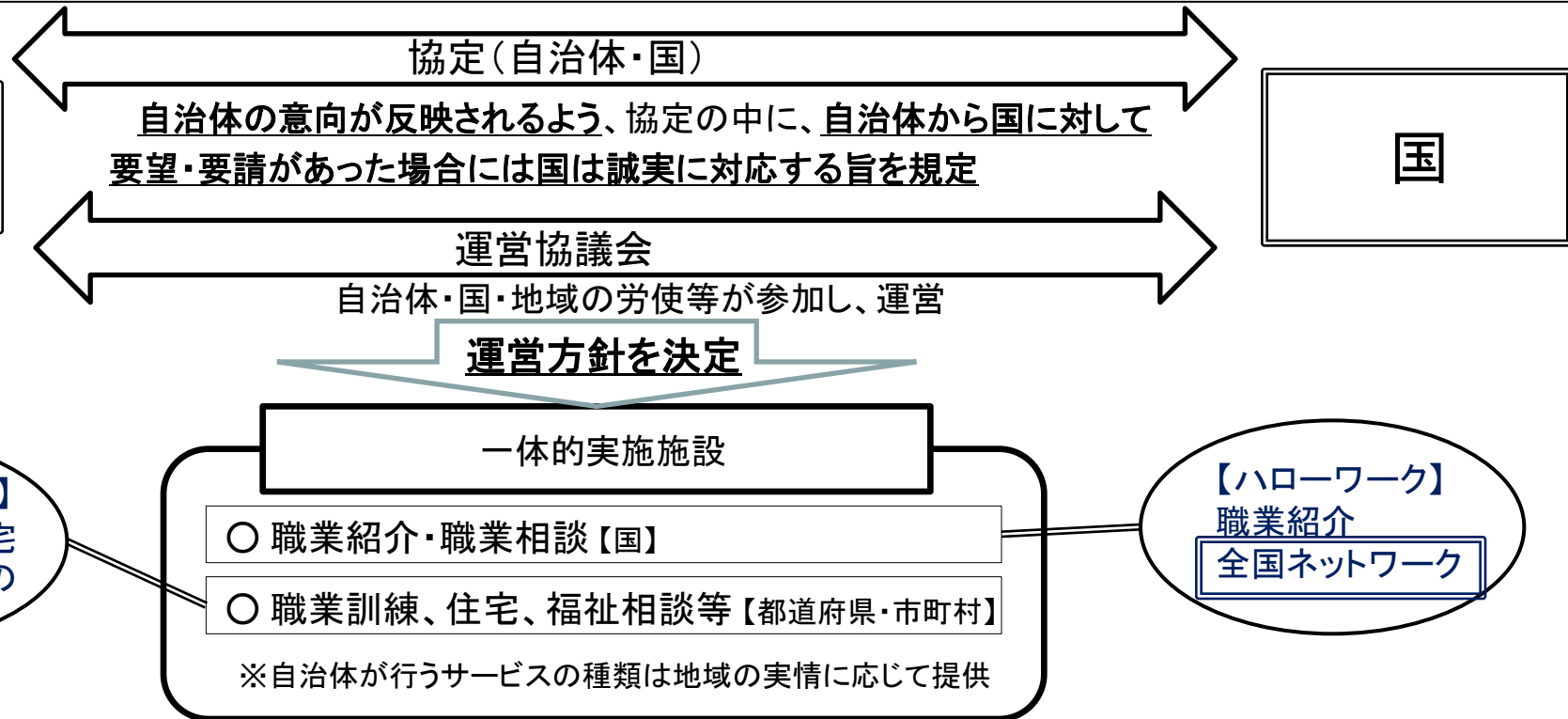
出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針（第15回地域主権戦略会議（H23.12.26）了承）

「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲」については、現在の取組を継続。その他の3課題については、全ての取組のベースである「アクション・プラン」を、百かゼロかということではなく、少しでも前進させるよう、取組を強化。

「アクション・プラン」の課題	取組状況
出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲	来年の通常国会への法案の提出に向け最大限努力。
「アクション・プラン」の課題	今後の取組方針
直轄道路・直轄河川	直轄道路・直轄河川チーム会合を開催するなどにより、具体的に動かしていく案を検討する。
<u>ハローワーク</u>	<u>知事会の協力も得て、国・地方の一体的取組を全国的に進める。</u> <u>同時に、特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称：ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。</u>
共通課題（その他の一都道府県内完結事務）	各府省が移譲できるとする「A-a」事務と知事会が自由度向上につながるとして特に先行的に移管を求める3事務の両方を検討のテーブルに乗せて議論を進める。 3事務については、知事会が移譲できるとする理由や効果についても十分検討する。

一体的実施について

- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(平成22年12月28日閣議決定)に基づき、一体的実施を推進
- この事業は、希望する自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの
- 一体的実施は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が行える新しい事業



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

アクション・プランを実現するための提案募集（ハローワーク関係）の状況について

1. 提案のあった地方自治体

(H24.4.26現在)

都道府県;43 市区町村;52

2. 提案の状況

(1) 提案の実現に向け提案した地方自治体と厚生労働省とで直接協議を開始しているもの及び既に具体的に提案に沿った事業を開始したもの。(25道府県31市区(四角囲みの自治体)は既に事業を実施。4県18市区町と直接協議中。)

都道府県(29道府県)(※提案の一部)

北海道	青森県	岩手県	千葉県	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
滋賀県	京都府	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	広島県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	長崎県
熊本県	大分県	沖縄県										

市区町村(49市区町)

札幌市	函館市	旭川市	北見市	弘前市	さいたま市	川崎市	川口市	秩父市	所沢市	鴻巣市	志木市	寄居町
千葉市	新宿区	墨田区	品川区	中野区	杉並区	相模原市	綾瀬市	新潟市	北杜市	須坂市	岐阜市	大垣市
高山市	静岡市	名古屋市	岡崎市	豊田市	大府市	湖南市	京都市	大阪市	西宮市	宝塚市	川西市	江津市
倉敷市	井原市	総社市	瀬戸内市	広島市	北九州市	福岡市	久留米市	佐賀市	鳥栖市			

※上記の提案のうち「下線」の自治体(2県13市区町)は受諾通知を発出し、事業の実施に向けて準備中。

(2)(1)以外の提案

都道府県(43都道府県)(※(1)の対象となる29道府県の提案部分は除く)

市区町村(4市) 横浜市、川崎市、新潟市、浜松市

<参考:提案自治体一覧> ※「下線」の自治体は第3次募集に応じ提案したもの。

都道府県(43都道府県)

北海道、青森県、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

市区町村(52市区町)

札幌市、函館市、旭川市、北見市、弘前市、さいたま市、川崎市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、新宿区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、横浜市、川崎市、相模原市、綾瀬市、新潟市、北杜市、須坂市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、岡崎市、大府市、湖南市、京都市、大阪市、西宮市、宝塚市、川西市、江津市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、北九州市、福岡市、久留米市、佐賀市、鳥栖市

アクション・プランの推進体制

地域主権戦略会議

「アクション・プラン」推進委員会

- ・ 川端達夫 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
- ・ 後藤 斎 内閣府副大臣
- ・ 福田昭夫 総務大臣政務官
- ・ 上田清司 埼玉県知事
- ・ 北川正恭 早稲田大学大学院教授

直轄道路・直轄河川チーム

- ・ 北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・ 二井関成 山口県知事
- ・ 副大臣又は大臣政務官（地域主権推進）
- ・ 国土交通大臣政務官

公共職業安定所（ハローワーク）チーム

- ・ 北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・ 古川 康 佐賀県知事
- ・ 福田昭夫 総務大臣政務官
- ・ 津田弥太郎 厚生労働大臣政務官

共通課題チーム

- ・ 北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）
- ・ 横内正明 山梨県知事
- ・ 副大臣又は大臣政務官（地域主権推進）

※上記のほか、広域的实施体制の枠組み作りについても、委員会で取り上げる。

地域主権戦略会議 メンバー名簿（平成24年2月24日現在）

議長	野田 佳彦	内閣総理大臣
副議長	川端 達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員	岡田 克也	総務大臣
		副総理
		内閣府特命担当大臣（行政刷新）
	安住 淳	財務大臣
	藤村 修	内閣官房長官
	古川 元久	国家戦略担当大臣
	上田 清司	埼玉県知事
	岡崎 誠也	高知市長
	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	北橋 健治	北九州市長
	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
	神野 直彦	東京大学名誉教授
	田中 隆敏	御船町議会議員（前議長）
	西村 美香	成蹊大学法学部教授
	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	橋下 徹	大阪市長
	三谷 哲央	三重県議会議員（前議長）
	三井 幸雄	旭川市議会議長
	渡邊 廣吉	聖籠町長